

# 一般社団法人日本社会福祉学会 入会のご案内

(2016年2月16日更新)

本学会への入会をご希望される方は、下記「入会基準」を満たしていることが条件となります。

その上で、本学会ホームページに掲載している一般社団法人日本社会福祉学会の「定款」および「一般社団法人日本社会福祉学会倫理指針」を必ずご一読いただき、「定款」並びに「倫理指針」に則り学会活動を行い、入会金・年会費を滞納しないことを誓約することができれば、入会をお申込みください。

入会申込書は下記要領に従って記入し、一般社団法人日本社会福祉学会会長宛にお送りください。

## I 入会基準

本学会の入会基準は下記事項の全てを満たす者とする。

- (1) 社会福祉学およびこれに関連する研究に関心と意欲のある者
- (2) 4年制大学を卒業またはそれと同等の学力を有すると認められる者（大学院在籍等）
- (3) 本学会会員である2名の推薦人を有する者

### 【付記】

但し、上記(2)(3)の各基準を満たしていない者は、入会申込書に本人の履歴書及び研究業績（著書、論文、調査報告書及び学会報告等）を添えて申し込むことができる。提出書類をもとに理事会が個別審査を行うものとする。

## II 入会申込書記入要領

- (1) 申込書のデータはすべてコンピューターに入力しますので、楷書で記入してください。パソコンにて必要事項を直接入力することもできます。お名前の欄には必ず押印してください（外国籍の方で印鑑をお持ちでない方は、空白部分にサインをお書きください）。
- (2) 所属機関の名称は、教育機関（大学及び短期大学等）の場合は、学部・学科まで、その他の機関または施設等の場合は、部・課・係までをご記入下さい。  
大学院に在学中の方は、研究科名・専攻名まで記入してください。
- (3) 学歴は最終学校、卒業年（西暦）を記入してください。
- (4) 研究業績及び経歴（職歴）については、可能な限り詳細に記入してください。
- (5) 現在の研究テーマについては、入会審査の際の判断材料に致しますので、必ず詳細に記入してください。
- (6) 入会には本学会会員2名の推薦が必要です。推薦人の署名、捺印及び会員番号の記

入をお願いしてください。

- (7) E-mail アドレスは、ご自宅とご所属先の両方、またはどちらか一つを必ずご記入ください。
- (8) 入会後の会費請求先と資料（学会誌等）送付先は、[自宅]か[所属先]のいずれかを選ぶことができますので、入会申込書の該当欄に○で囲んでください。
- (9) ※①「研究分野」については、【研究分野・専門領域】より三つ選んで、数字ではなく分野・領域名を記入してください(カッコ内の文字は記入しなくて結構です)。

### 【 専門分野・研究領域 】

- 1 社会福祉理論
- 2 社会福祉哲学・思想（含：宗教・倫理／価値論・権利論・正義論・平等論等）
- 3 社会保障（社会保障論・社会保険論・年金／医療保障・介護保険等）
- 4 社会福祉政策（理論・供給論・平等論等）
- 5 社会福祉行政・財政
- 6 社会福祉歴史（発達史：日本・欧米・アジア等）
- 7 ソーシャルワーク理論（総論）
- 8 ソーシャルワーク方法論（ケースワーク・グループワーク・コミュニティワーク・ソーシャルアクション・ソーシャルアドミニストレーション・ケアマネジメント等）
- 9 ソーシャルワーク実践モデル理論（ナラティブ・エンパワメント等）
- 10 貧困と排除（公的扶助・差別・不平等等）
- 11 児童福祉（発達・保育・養護・虐待・非行等）
- 12 障害者福祉（障害学・身体／知的／精神障害等）
- 13 高齢者福祉（老年学・要介護性・痴呆等）
- 14 家庭・家族福祉
- 15 地域福祉（地域分析・コミュニティケア・福祉運動・当事者組織・NPO等）
- 16 司法福祉（更生保護等）
- 17 女性福祉・ジェンダー
- 18 保健医療福祉（MSW・PSW等）
- 19 産業福祉・労働福祉

- 20 国際福祉（国際比較分析・NGO・国際ソーシャルワーク等）
- 21 介護福祉（ケアワーク等）
- 22 居住福祉（住宅・居住性・住居環境・バリアフリー等）
- 23 社会福祉教育（教育論・教育法・演習・実習等）
- 24 福祉工学（リハビリテーション機器・福祉用具・ユニバーサルデザイン等）
- 25 関連学領域（経済学・社会学・政治学・法学・行政学・財政学・心理学・医学・看護学・リハビリテーション学・保健学・工学・哲学・倫理学・宗教学・教育学）

### Ⅲ 入会審査及び承認

本学会への入会は、理事会による審査を経て承認されることとなります。理事会は年4回（5月頃、7月頃、10月頃、3月頃）開催されることになっておりますので、直近の理事会で審査されることとなります。この結果については本学会事務局から通知します。（理事会の日にはホームページをご覧ください）

### Ⅳ 会費

入会承認後、本学会事務局からのメールにて入会承認のご連絡をいたしますので、会費納入方法をご確認の上、速やかに振込みをお願いします。入会金及び年会費の納入後、正式の正会員となりますので、入会決定通知他関係文書を郵送いたします。

### Ⅴ その他

- (1) 入会金・会費11,000円をお納めいただいて後、正式に正会員として登録されます。  
入会年度（但し、3月入会者は翌年度）末までに入会金・会費をお納めいただけない場合は、入会の承認は無効となり、「入会取消」となってしまいますので、ご注意ください。  
（入会取消となった場合は、推薦人の方にご報告すると共にお名前・ご所属先を公表させていただきます）
- (2) 会費を3年間滞納された場合は、定款第9条4項により、滞納3年目にあたる年度末に、会員の資格を喪失することとなりますので、ご注意ください。  
（会員の資格を喪失された場合は、お名前とご所属先を公表させていただきます）
- (3) 過去に本学会会員となられ、上記の会費滞納を理由に資格喪失された方が、再入会を希望される場合は、未納会費をお支払の上、入会申込書をご提出ください。入会された場合は、新規正会員となり、以前の会員番号ではなく新たな会員番号を付与いたします。